

2017 春闘速報

全石狩地域 2017 春季生活闘争闘争委員会

2017年3月10日発第3号発行責任者 吉田賢一 TEL011-210-0505 Fax011-210-0606

賃上げと処遇改善 非正規労働者の

2017春季生活闘争勝利!! 3・9全道総決起集会



連合要求の貫徹に向け 団結ガンバロー!

連合北海道・連合石狩地協・札幌地区連合会は9日18時より札幌市中央区のわくわくホールで2017春闘勝利に向けた全道総決起集会を開催しました。冒頭連合北海道出村会長は連合の賃上げ要求が実現しなければ景気回復はないとし、また将来への投資として格差是正・働き方の改善が必要としました。産別からはフード連合と運輸労連、地域からは渡島地協が登壇し2017春闘勝利に向けた取り組み報告と決意を表明しました。今回の4%・1万5百円の賃上げ要求は組合員の働きに報いる当然の要求です。絶対獲得しなければなりません。参加者した約1600人の組合員は添田会長代行の音頭団結ガンバローを三唱し2017春闘の勝利を誓いました。

厚労省よ、これでいいんか!? 残業上限 100時間 議論

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の検証議論が先ではないか?

働き方改革実現会議の提案で長時間労働抑制に関する残業時間の上限規制が連合と経団連で議論されています。元来意見を聞く場である働き方実現会議が何故この提案をするのか理解できません。しかし、更に理解できないのは厚労省の姿勢です。厚労省は本年1月20日に過労死防止対策として「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を定め、各都道府県労働局を通じ事業主へ厳守するよう求めました。このガイドラインには労働時間管理の義務と方法、36協定厳守に係る内容及び労働実態を反映した労働時間補正の必要性が定められています。厚労省はこのガイドラインの徹底と進捗を把握し厳守の取り組み方針を示すべきではないでしょうか。

【「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の概要】

1. 労働時間の考え方

- 労働時間とは使用者の明示・黙示を問わず指揮命令下に置かれている時間。
- 参加が義務とされる研修・教育訓練含む。

2. 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

- 労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、客観的かつ適正に記録する。
- 労働時間の主張に乖離がある場合は実態調査を実施し補正する。
- 36協定の時間数を超える実情を隠蔽しない。
- 各労働者の労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数等の事項を適正に記入する。